

北摂地域における災害等廃棄物の  
処理に係る相互支援協定書

## 北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書

この協定は、別表に掲げる地方公共団体（以下「協定市町等」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生や事故等（以下「災害等」という。）により、廃棄物の処理に支障をきたす事態において、円滑な処理を確保するために行う相互の支援に関し、基本的な事項を定める。

### （定義）

- 第1条 この協定において「廃棄物」とは、災害等により発生した廃棄物、または廃棄物処理施設の処理能力が低下し、処理が困難となった廃棄物をいう。
- 2 この協定において「支援」とは、廃棄物の収集運搬及び処理をいう。

### （支援の受け入れ）

- 第2条 協定市町等は、支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。
- 2 支援を要請された協定市町等は、自らの業務に支障がない範囲において、支援の要請を受け入れるよう努めるものとする。

### （支援の内容）

- 第3条 協定市町等は、支援の内容について以下のとおり備えるものとする。
- (1) 協定市町等の廃棄物処理施設において、その支援の調整を進める。  
また、被害が甚大であり、仮設処理施設が必要な際は、他の協定市町等との相互利用を検討の上、計画するよう努める。
  - (2) 災害等に備え、廃棄物の仮置場等の選定に努める。  
被害が甚大な場合、状況に応じて、仮置場の相互利用等の支援を行うものとする。
  - (3) 応援派遣等ができる車両の確保に努める。

(情報の交換)

第4条 この協定の円滑な運用のために、協定市町等は廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

2 被害が甚大な場合は、第3条に規定する事項に関連する情報をはじめ、その他、道路運行状況、除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な関連情報を、集約して共有する。

(費用の負担)

第5条 支援に要する経費は、原則として、支援を要請した協定市町等が負担するものとする。

2 経費の額及び支払いの方法等については、当事者間で協議するものとする。

(運営協議会)

第6条 この協定に基づく支援の要請や連絡先の情報等必要な事項の協議及び調整を行うため運営協議会を設置する。

(疑義)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、協定市町等が協議するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町等が締結する他の協定を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から2年間とする。

ただし、有効期間満了日の6か月前までに、いずれの協定市町等からも改廃等の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書12通を作成し、各協定市町等長が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

別表

豊中市

池田市

吹田市

高槻市

茨木市

箕面市

摂津市

島本町

能勢町

豊能町

豊中市伊丹市クリーンランド

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

摂津市長

森山 一正



島本町長

川口 裕



能勢町長

山口 禎



豊能町長

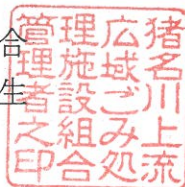
田中 龍一



豊中市伊丹市クリーンランド管理者  
豊中市長 浅利 敬一郎



猪名川上流広域ごみ処理施設組合  
管理者 大塩 民生

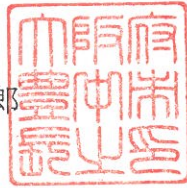


平成27年7月1日

平)

豊中市長

浅利 敬一郎



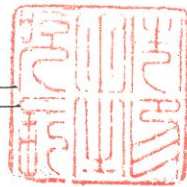
池田市長

小南 修身



吹田市長

後藤 圭二



高槻市長

濱田 剛史



茨木市長

木本 保平



箕面市長

倉田 哲郎



高橋 長

高橋 長

高橋 長

高橋 長

高橋 長

府市印  
大箕長

高橋 長

高橋 長

高橋 長

高橋 長

高橋 長

猪名川上流  
広域のみ処  
理施設組合  
管理者之印